

総括意見の概要

I 官庁施設整備等の基本的考え方

1 計画的な官庁施設の整備

- 営繕計画書に関する意見書制度の的確な運用により、各省各庁の官庁施設が合理的かつ適正に検討・整備されることが必要である。
- 官庁営繕関係基準類等のうち20の技術基準類等が、各省各庁で共通に使用される「統一基準」として決定されており、営繕事務の合理化・効率化を図るとともに、官庁施設の整備水準の確保を図っている。
- 合同庁舎化の推進等により、行政機関の庁舎については、長期的な展望に立ち良質な官庁施設の整備を計画的に推進している。また、平成18年7月の社会資本整備審議会建築分科会建議を踏まえ、効果的、効率的なファシリティマネジメントの実施とともに、関係機関と連携しつつ、官庁施設整備を進めていく必要がある。

2 官庁施設の保全の適正化

- 官庁施設を長期にわたり良質なストックとして国民の社会経済生活の基盤となるよう有効に活用するため、各施設の保全の適正化を図っていくことが必要であり、同時に、適正な管理による既存ストックの有効活用を図っていくことが求められている。

3 透明性・効率性の確保

- 行政の一層の透明化が必要であるとともに効率化、公平性の確保が重要となっており、官庁施設の整備等に当たっては、行政全般に共通する環境変化を踏まえ、事業の必要性や事業評価等による意思決定に関する透明性の確保等を図り、工事の品質を確保しつつ、一層のコスト縮減を推進し、効率的な整備を実施することが必要である。

II 官庁施設整備等における主要課題と主な施策

1 社会的要請に対応する官庁施設整備等の推進

- 地球温暖化問題への対応や循環型社会の形成を図るため、官庁施設における環境負荷低減の取組を推進する必要がある。特に、京都議定書目標達成計画や政府の実行計画等を踏まえ、官庁施設の適正な運用管理の徹底、太陽光発電・建物緑化等のグリーン化の実施、ESCO事業の導入等、より一層の地球温暖化対策への取組を実施しなければならない。

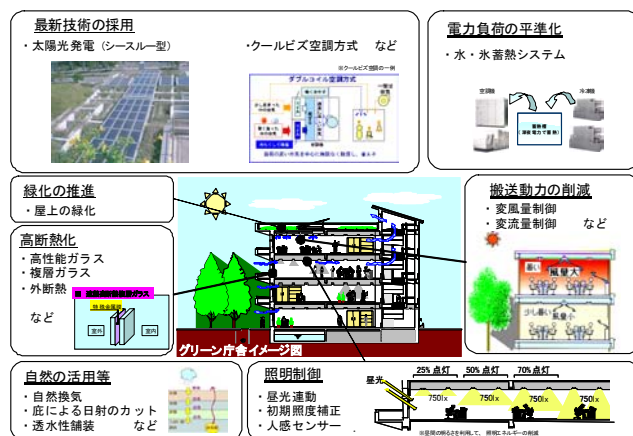


図 グリーン庁舎のイメージ

- 官庁施設整備における環境保全性の一層の確保のため、平成 21 年度中に「官庁施設の環境保全性基準」の統一化を図り、「政府の実行計画」を着実に実施する必要がある。



図 防災拠点施設の機能

- 災害応急対策活動を行う防災拠点施設等については、災害時にも必要な行政機能が発揮できるよう建築物全体としての総合的な耐震性能の確保が必要である。防災拠点施設以外の官庁施設についても、求められる耐震性能を確保しなければならない。

- 求められる耐震性能が確保されていない可能性のある既存施設については、防災拠点施設を中心とする緊急性の高いものから計画的に整備等を行い、耐震性能を確保していくことが必要である。

- 官庁施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者、障害者等を含むすべての人が円滑かつ快適に、また安心して施設を利用できるよう、利用者ニーズにきめ細やかに対応した施設整備を推進する必要がある。

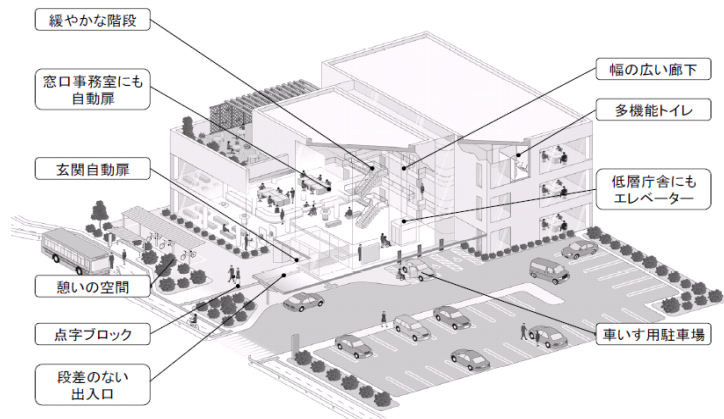


図 官庁施設のユニバーサルデザインのイメージ

2 官庁営繕行政における透明性・効率性の一層の確保

- 国民、利用者及び地域住民への施設整備の説明責任を果たし、実施過程の透明性を高めるとともに、整備内容について国民又は利用者から意見を聴き、適切に反映させる手法について検討を進めなければならない。
- 入札・契約制度の改革に伴い増大する入札・契約手続、工事監督業務及び検査業務等の円滑な実施を図るとともに、入札における透明性・公平性・競争性の確保、官庁施設の品質確保の促進を図らなければならない。
- 官庁施設が本来備えるべき性能及び品質を確保しつつ、工事の時間的効率性の向上、ライフサイクルコストの低減等を含む総合的なコスト構造の改善を一層推進しなければならない。
- 膨大な官庁施設のストック全体としての質を向上させるためには、個々の建築物を対象とするだけでなく、所有、利用形態にかかわらず、一定エリア内の複数の建築物を対象とした整備を行うことがより効果的・効率的であり、地域整備構想と統合した施設整備を進める必要がある。

Ⅲ 官庁施設整備の現状

○ 行政財産としての建築物の総延べ面積(平成 20 年 3 月末現在の財務省国有財産情報公開システムデータを基に算出)は、約 5,100 万㎡に上っている。これら官庁施設の現状を把握するため、保全業務支援システムを活用した保全実態調査のほか、官公法第 10 条の規定により、その管轄を国土交通大臣が行うものとされている施設を中心に官庁建物実態調査を実施している。

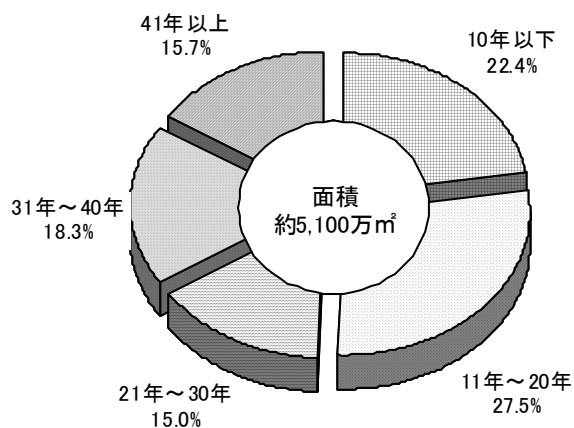


図 国家機関の建築物の経年別延べ床面積

- 保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し、適正な保全を実施することを目的とした調査である。平成 20 年度に調査を実施した約 13,370 施設のうち、合同庁舎等及び一般事務庁舎は約 5,320 施設(40%)となっている。
- 官庁建物実態調査の実施施設の総延べ面積は、約 1,092 万㎡であり、うち国有建築物の総延べ面積は、約 1,048 万㎡で全体の約 96%を占めている。このうち、建築年数が 30 年以上の施設の総延べ面積は、約 403 万㎡で全体の約 38%を占めている。
- 非木造建築物の老朽度の目安となる現存率が 80 以下の建築物の割合は、平成 5 年度の 48.4%から平成 20 年度には 57.0%まで増加している。
- 各省各庁から国土交通省に要求される合同庁舎特別整備及び特別修繕の計画額と予算額の実績を見ると、大きな乖離が生じており、官庁施設の機能を適切に維持していくためには、修繕に係る予算の確保が必要であるとともに、コスト縮減に努め、計画的に整備を推進する必要がある。

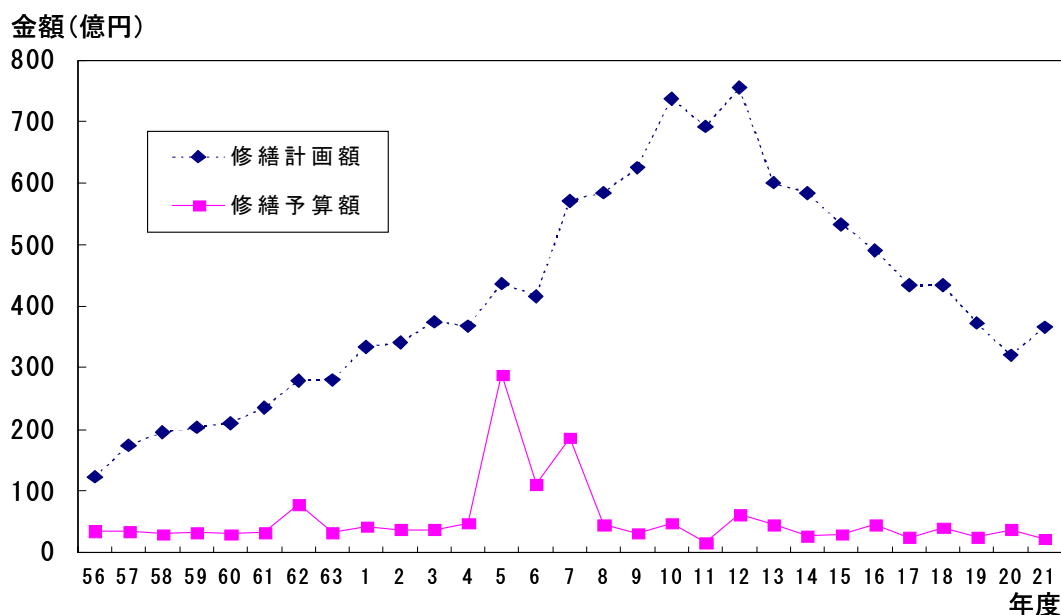


図 官庁施設の修繕費の推移